

適用 8

被扶養者が就職、死亡したとき 結婚等で氏名が変わるとき 生年月日や性別の訂正等があったとき

『被保険者

被扶養者 変更届（一般用）』

【手続き】

- ・ 被保険者より提出された「変更届」の内容を確認のうえ、事業主証明欄に記入のうえ、健保組合宛に提出して下さい。
- ・ 提出期限 — 変更日より5日以内。
但し、訂正の場合は速やかにご提出下さい。

添付書類 —

- 「被保険者の氏名変更」 → 被保険者及び被扶養者の**資格確認書**（該当者分）※
- 「被保険者の生年月日、フリガナの訂正」 → 被保険者の**資格確認書**（該当者分）※
- 「被扶養者の氏名変更」及び「生年月日、フリガナの訂正」
→ 該当被扶養者の**資格確認書**（該当者分）※
- 「被扶養者の削除」 → 該当被扶養者の**資格確認書**（該当者分）※
被扶養者の削除 添付書類一覧表をご参照下さい。

※有効期限内の資格確認書をお持ちの方のみ

〔作成上の注意事項〕

- ① 「資格取得届」の事業主記載誤りによる訂正の場合、起票は事業主が行い、被保険者の捺印は不要です。
- ② 「氏名変更」の場合、関連会社のみ健保給付金振込口座に登録済の名義変更も併せて行いますので、指定口座の名義変更手続きを速やかにご変更いただくよう被保険者にご連絡下さい。この場合、適用-3「給付金振込指定銀行口座・所属コード変更届」の提出は不要です。